

平成 30 年 7 月豪雨において 被災された方へのお見舞い

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆さまに謹んでお見舞い申しあげます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心より、お祈り申しあげます。J A 広島中央役職員一丸となって、地域・農業復興の為、全力を尽くしてまいります。

また、被害を受けられた皆さまに対しまして、対応窓口を設置しておりますので、ご相談ください。

◎浸水などにより農作物に影響がある方につきましては、お近くの J A 各グリーンセンターへご相談ください。

◎ J A 共済にご加入の方で、被害を受けられた方につきましては、お近くの J A 各支店へご相談ください。

◎ J A バンク 広島では、今回災害救助法が適用された地域および今後追加される地域にお住まいの方お客様に対しまして、次のとおり個別対応させていただきますので、お近くの J A の窓口へご相談ください。

1. 貯金通帳、貯金証書、印鑑等を紛失された場合でも、ご本人であることを確認したうえで便宜扱いによる払い戻しを行いますのでご相談ください。
2. 定期貯金、定期積金等の期限前払い戻し、それらを担保とするお借り入れ等につきましてもご相談ください。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や不渡処分等についてはご相談ください。
4. 損傷した紙幣や硬貨の引換えに応じますのでご相談ください。
5. 災害により国債を紛失された場合にはご相談ください。
6. お借り入れいただいている資金の返済猶予や返済額変更等についてはご相談ください。

<災害救助法適用地域> (平成 30 年 7 月 8 日現在) J A 広島中央管内のみ記載
東広島市 ・ 三原市

※ J A 広島中央管内以外の地域につきましては、J A バンク 広島のホームページでご確認ください。

平成 30 年 7 月 8 日
広島中央農業協同組合